

子ども子育て支援制度における平成30年度保育所使用料基準額表

【1号：教育認定】

階層区分	世帯の課税額 市民税額	保育料（月額：円）		
		第1子	第2子（半額）	第3子以降
1	生活保護世帯	0	0	無料
2	非課税世帯	3,000 (0)	0	
3	77,101 円未満	14,100 (3,000)	7,050 (0)	
4	211,201 円未満	20,500	10,250	
5	211,201 円以上	25,700	12,850	

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※（ ）内の保育料について

- ①母子及び父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯または父子世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の支給を受けている者を有する世帯
- ③生活保護法による要保護者など、特に生活に困窮していると市長が認めた世帯

※国の制度改正により、保育料が変更になる場合があります。

保育料の決定方法	保育料は認定こども園・幼稚園と同じ計算方法で決定します。	
	階層区分	保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、同一生計の父母（世帯状況によって祖父母等も含みます）の市民税額の合算額によって決定します。 4月～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。 世帯の状況によっては、市民税の納税通知書や課税証明書を提出していただくことがあります。（本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合等）
	第2子及び第3子以降	第2子の保育料は半額です。ただし、階層区分が2～3階層に該当する次の世帯は無料となります。 ①母子及び父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯または父子世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の支給を受けている者を有する世帯 ③生活保護法による要保護者など、特に生活に困窮していると市長が認めた世帯 第2子の第2階層、第3子以降の保育料は無料です。
保育料の納付	* 保育料の納付先は、認定こども園等です。納付方法は認定こども園等へお問い合わせください。	

※庄原市が決定した保育料とは別に認定こども園等が設定する料金がある場合がありますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

〒727-8501

庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市 生活福祉部児童福祉課児童福祉係

電話：0824-73-1192